

島根大学大学院総合理工学研究科博士論文に係る評価基準

【1. 基本要件】

1. 博士論文は、博士の学位を申請する者が総合理工学研究科博士後期課程のディプロマ・ポリシーが求める学力、能力、資質を備えていることを示す十分な学術的価値と高い独創性を有するものでなければならない。
2. 博士論文は、申請者自身の単著とし、本人以外の論文ないし研究発表の独自性やアイディアを侵害する箇所を含んではならない。
3. 博士論文は掲載済みあるいは掲載決定済みの複数の関連論文を基に作成されていなければならない。(関連論文についての詳細は、「博士学位授与申請の手引」中の「島根大学学位規則総合理工学研究科博士後期課程細則の運用に関する申合せ」を参照のこと。)
4. 博士論文は、著作権、肖像権その他の本人以外の権利を侵害してはならない。
5. 博士論文は、「島根大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則」に則って適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならない。

【2. 論文の構成】

博士論文は、次の要件を満たす構成とする。

1. 論文の題目が適切であること。
2. 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。
3. 目的に対応して結論等が適切に導き出されていること。
4. 引用文献が適切に用いられていること。
5. 前項までの内容が、適切な章立てにより不足なく含まれていること。

【3. 内容】

博士論文の内容は、次のような点において評価する。ただし、どの項目を重視するか、さらにどのような項目を追加するかなどは、審査委員会に一任される。

1. 専攻分野において十分な学術的価値を有する。学術的価値とは、未知の事象・事物の発見、新しい分析方法や理論の構築・展開、新しい学問的解釈や概念の提出など、当該分野における学術研究の発展に貢献をなすものを指す。
2. テーマの選択、ならびにそのテーマに即した研究が、先行研究を着実に踏まえて行われており、学界において一定の評価が得られるものである。
3. 論理的に一貫した構成と内容を有し、高いレベルで完結性を有する。